

議案第12号

関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

関市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。